

南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱
に基づく申請書類等の標準作成要領

第1 実施計画書（設計説明書）の作成要領

1 実施計画書の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等実施計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 県内における既実施事業の成果について記載すること。当該事業が別荘、住宅、マンション、研修所の分譲を目的とするものである場合には、販売状況、建築状況、これらの調査時点を明らかにすること。
- (4) 事前協議の同意を得た計画にあっては、同意時に県、市町村から付けられた検討項目についての検討結果を一覧にして記すこと。また事前協議時の計画と実施計画とに差異を生じた場合は、相違点及び変更の理由を明らかにすること。

2 計画地の面積、取得状況

(1) 開発区域内の土地の現況

区分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得地	未取得 公有地	計	面積	割合
宅地		m ²					
農地	田						
	畠						
	その他						
	小計						
山林							
原野							
公共公益用地							
その他（　）							
計							

- (注) 1. 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。
 2. 未取得地がある場合には未取得の理由を明記すること。

(2) 用地取得に関する事項

区分		面 積	割 合	筆 数	権利者数	(予定) 対価 円／m ²	
既取得地	自己所有地	m ²	%	筆	人	総額	円
	賃貸等 契約済地					総額	
	小計					総額	
	買 収					総額	
	賃貸等 契約予定地					総額	
	小計					総額	
計						総額	
						単価	

- (注) 1. 面積は(予定)精算面積を記入すること。
 2. 地番毎の取得状況を一覧にした土地取得調書(別紙1)を添付すること。
 3. 計画地内に公有地がある場合は、取得対象の公有地転換する調書(別紙2)を作成し添付すること。

(3) 地権者の同意状況

未取得民有地の面積の100%について地権者の同意が得られていることを明示すること。
 (開発行為の施行等の同意書(別紙3)を添付すること。)

(4) 計画地の現状

標 高	最 高 地 m ~ 最 低 地 m		
	平 均	m	標 高 差 m
傾斜状況	勾 配	面 積	割 合
	0度～15度	m ²	%
	15度～30度		
	30度～45度		
	45度以上		
地 層 地 質 の 概 要			

河川	○○○流域面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先	(例)	
			中間経路	○○調整池	○○調整池
			河川法上の河川又は海	(普) ○○川	(普) ○○川
				(二) ○○川	海

計画地への交通路	取付ける認定道路	道	線 (W=	m)	
		道	線 (W=	m)	
	進入路区間	W=	m L=	m	現況地目

- (注) 1. 調整池から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また、河川の級種別も記入すること。
 2. 取付ける道路及び既設道路を進入路として使用する場合で、拡幅計画があれば現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記入すること。

(5) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地区域)		()			
森林法					

- (注) 1. 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
 2. 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面積	割合	数量・規模等についての概要説明
営業用施設 (自己用を含む)		m ²	%	
	小計			
公共施設				
	小計			
公益的施設				
	小計			
その他				
	小計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m ²	街区最長辺長	m
最大区画面積	m ²	最小区画面積	m ²	平均区画面積	m ²
予定建築物	(例)住宅	集会所	その他	合計
区画数	(例) 120	2	1	130

(注) 1. 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設

2. 公共施設

要綱第2条第5号によること。

3. 公益的施設

要綱第2条第6号によること。

4. その他

営業用施設・公共施設及び公益的施設に区分されない施設・未利用地

5. それぞれの施設には符号を付し、土地利用計画平面図と対照できること。

(2) 森林現況とりまとめ表

区分		現況森林		Aのうち伐開(造成) 予定森林		備考	
		面積(A)	比率	面積(B)	B/A		
人口林	す ぎ	ha	%	ha	%		
	ひ の き						
	ま つ						
	そ の 他						
	細 計						
天 然 林	針葉樹						
	広葉樹						
	細 計						
小 計							
原野等							
そ の 他						採取跡地(含経過残壁)等	
小 計							
計						地域森林計画対象民有林面積と一致させること。	
そ の 他						田、畑、宅地、道路、河川敷等	
合 計							

(注) 1. 備考には平均樹齢・生育状況・天然林の樹種について概要を記入すること。

2. 森林(表の二重線より上)とは、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画対象民有林をいう。

(3) 開 発 率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$$\frac{m^2}{m^2} \times 100 = \boxed{\hspace{10em}} \%$$

4 個別計画の明細

(1) 防災計画の明細

区 分	種 别	施 設 概 要 (構造等)
河川改修	(河川・水路名)	(例) L=○○m、W=○○m
防災施設	(調整池) (砂防堰堤)	必要調整容量 V=○○○m ² 調整池容量 V=○○○m ²
その 他		

- (注) 1. 本工事の着手に先立って施行する防災計画を明らかにすること。
 2. 施設には符号を付す等により図面に対照しやすいようにすること。
 3. 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
 4. 水理計画書を添付すること。
 5. 流出土砂量計算書を添付すること。
 6. 調整池容量計算書を添付すること。(下流の流下能力の検討を含む。)

(2) 生活用水計画

計画給水区分	給水量等	積 算 の 基 礎	
		施設毎の給水人口等	最大給水量
計 画 年 次	年	(例)	
計画給水人口	人	分譲住宅 ○区画(戸) × ○人 = ○人	× 人 = m ³ /日
1 日 1 人当たり給水量	最大 ヶ/日 平均 ヶ/日	ゴルフ場来客 ○人 従業員(通勤) ○人	× 人 = m ³ /日 × 人 = m ³ /日
1 日当たり給水量	最大 ヶ/日 平均 ヶ/日	1 区画 4 人とする。	× 人 = m ³ /日
時間最大給水量	m ³ /時		

(3) 工業用水計画

区分 用 途	使 用 水 量	積 算 の 基 礎
ボイラー用水	m ³ /日	
原 料 用 水		
製品処理及び洗浄用水		
冷 却 用 水		
温 調 用 水		
そ の 他		
計		

(4) その他の用水

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じ説明すること。

(5) 水源及び水量

水 源 の 種 別	水 量 等		備 考
水 道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水東落書を添付する」と。 支
		m ³ /日	
地 下 水	くみ上げ地点	最大取水量	別紙4の地下水等の利用計画書を添付すること。
		m ³ /日	
表 流 水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるもの添付すること。
		m ³ /日	

(6) 給水施設の明細

施 設 区 分	規 模・構 造 等 に つ い て の 説 明
(例) 貯 水 槽 給 水 管	

(7) 排水施設の明細

施設区分	規痕・構造	積算の基礎等

- (注) 1. 自然水（雨水）と雑用水（生活汚水）・計画地内と計画地外とに区分して排水系統ごとに記入すること。
 2. 4(1)に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画の明細

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	○○道 ○○～○○線
進入路								市（町）移管道 $L=○m$
幹線道路								吸盤の雨水
支線道路								雨水

(注) 公道の現況に記す範囲は、 $L=200$ メートルとする。

(9) 清掃施設の明細

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1. し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
 2. 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。
 3. 第3者に委託して処理する場合には、維持、修繕、災害復旧、その他の管理について明確にした契約書等を添付すること。
 4. 表の最下段に放流先河川等の水質及び利水状況を記入すること。

(10) 産業廃棄物処理計画

ア 処理方法

産業廃棄物の種類	月間排出量	処理方法

画 情 の 著 素

開 立 立 法

林 木・環 境 の 権 利 文

イ 処理施設

廃棄物処理施設の種類	能 力	技 術 管 理 者 名

(注) 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条、同政令第7条に基づいて記載すること。

2. 処理施設の平面図、設計計算書等を添付すること。

(11) 消防用施設の明細

施 設 区 分	規 模 ・構 造	配 置 計 画

(12) その他の施設

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施 設 名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

(注) 1. 公共団体が管理する施設を整備する計画がある場合は、この計画について記入すること。

2. 協議の状況には、当該施設の管理者との協議の状況を記入すること。

6 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び悪臭等の公害発生が考えられる計画にあっては、排出物等の種類、排出量及びその排出状況並びに公害防止施設設置の計画を具体的に記入する。
なお、工場、研究施設等にあっては、生産工程及び使用薬品を図示すること。

7 文化財等の保護計画

文化財の種類・名称	所在位置	保護の計画

- (注) 1. 保護の計画欄には、文化財の取扱いについて記載する。例えば、現状保存（公園、その他）、発掘調査実施等。
 2. 文化財分布調査結果報告書及び土地利用計画平面図に文化財の分布状況を示したもの添付すること。
 3. 教育委員会の文化財に関する意見書を添付すること。

8 切土盛土の土量集計

符号	施工区域	切土	盛土	残土不足土	残土・不足土の処理方法
		m ²	m ²	m ²	
計					

- (注) 1. 土量計算書を添付すること。
 2. 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施工区域は適宜区分すること。
 3. 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

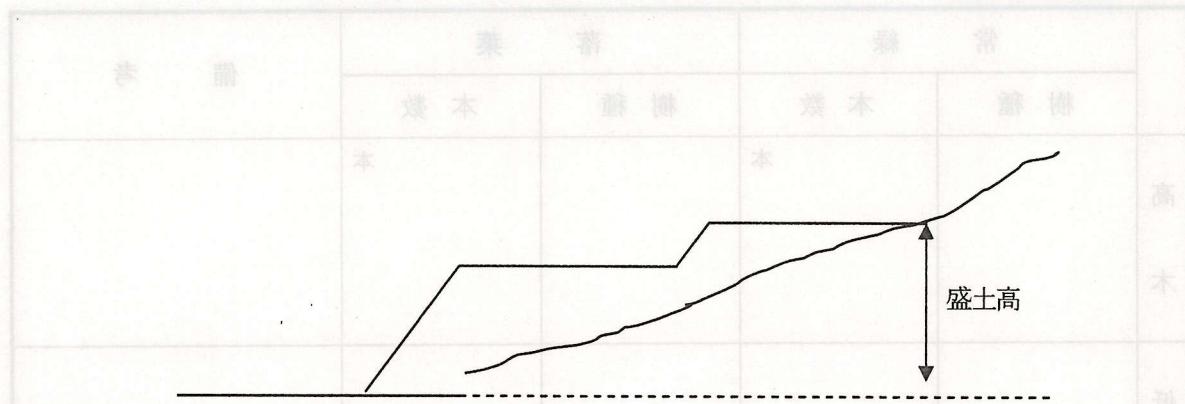
9 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区分	最大切盛高	法勾配	備考
切土			
盛土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。

表題木樹林計画



(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規 模 及 び 構 造

(3) 地 盤

改 良 篠 所	改 良 方 法

- 10 公園計画
面積、施設計画（植栽・遊戯施設等を含む）等を明示すること。

11 環境保全対策

(1) 自然環境の現況

ア 植生状況

計画地及びその周辺における植生状況を群集及び群集レベルの群落により現存植生図を作成し説明する。

イ 野生動物状況

計画地及びその周辺における野生動物状況を生息地、繁殖地、渡来地について説明する。

(2) 緑化計画

ア 緑化の方針

緑化造成の基本的考え方、緑地の意義、保存緑地のとり方及び緑化方法（樹種の選定、植栽地の土壤、植栽木の大きさ、植栽密度等）について説明する。

イ 植栽樹木計画表

	常 緑		落 葉		備 考
	樹 種	本 数	樹 種	本 数	
高 木		本		本	
低 木					
計					

(注) 高木とは、成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。

12 工事中の災害・水質汚濁の防止計画

土砂流出防止・土砂崩壊防止・水質汚濁防止・飲料水確保・交通安全対策・騒音対策等に区分して記載すること。また、施工管理体制を明らかにすること。

13 施設完成後の運営利用計画

施設完成後の利用見込み、収容人口、従業員の雇用計画について記載すること。生産計画がある場合(工場事業所等)は、生産品目ごとの計画生産量・従業員数を記載すること。

また、施設利用について地元民に特に便宜を図る場合には、その方法を説明すること。

14 施設完成後の管理計画等

施 設 区 分	管 理 責 擔 者	管 理 方 法

(注) 1. 事業者が直接管理する施設、第3者に委託して管理する施設、公共団体等に移管する施設に3区分のうえ、それぞれについて管理方法を具体的に記入すること。
 2. 公共・公益的施設については、管理方法、改廃及びこれに伴う土地の帰属を明確にすること(道路・水路についてはそれぞれ区分して付替、用途廃止、存置の計画を明らかにすること。)

15 資金計画(収支:立準)

面積金額(単位:千円)

(1) 収支計画

(単位:千円)

	科 目	金 額
收	自 己 資 金	金 資 自
	借 入 金	金 入 借
	そ の 他	其 他
	(権利金、入会金等)	(権利金、入会金等)
	処 分 収 入	入 収 分
	宅 地 処 分 収 入	入 収 分
	その他の処分収入	入 収 分
	補 助 負 担 金	金 費 負 担
支 出	計	指
	用 地 費	費 地 用
	工 事 費	費 事 工
	整 地 工 事 費	費 事 工 整
	道 路 工 事 費	費 事 工 道
	排水施設工事費	費 事 施 排
	給水施設工事費	費 事 施 給
	防 災 工 事 費	費 事 工 災
	建 築 工 事 費	費 事 工 建
	付 帯 工 事 費	費 事 工 帯
	事 務 費	費 務 事
	借 入 金 利 息	息 金 入 借
		指
		指
	計	武 入 借 の 金 入 借

(注) 処分収入にあっては、単価及び積算の基礎を科目欄に()書きすること。付帯工事費にあっては、工事の種別(線化費等)と区分してそれぞれについて記入すること。

(2) 年次別資金計画

(単位：千円)

科 目	年 次	年次	年次	年次	計
	年 次				
取 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	そ の 他				
	(権利金、入会金等)				
	処 分 収 入				
	宅地処分収入				
	その他処分収入				
	補 助 負 担 金				
計					
支 出	用 地 費				
	工 事 費				
	整 地 工 事 費				
	道 路 工 事 費				
	排水施設工事費				
	給水施設工事費				
	防 災 工 事 費				
	建 築 工 事 費				
	付 帯 工 事 費				
	事 務 費				
	借 入 金 利 息				
	計				
借 入 金 の 借 入 先					

(注) 収入について、調達方法を裏づける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合があるので留意すること。

(3) 年間収支計画

レクリエーション施設等完成した施設を拠点として事業活動を営む場合には、利用料金、入場者数等を算定したうえ年間収支計画を明らかにすること。

16 予定期

工期区分	着手	竣工	工期	備考
(例)	年 月	年 月	カ月	
全体計画				
第1期計画				

17 宅地等の分譲方針

- (1) 分譲対象地域、分譲の方法、予定対価等について概要を記すこと。
- (2) 建築協定(案)、管理協定(案)を添付し、これらの方針を明らかにすること。

18 会員等の募集

会員等の募集を行おうとする場合には、募集行為の時期、募集人員、募集の公開、非公開の別及び会員の権利及び義務に関する事項を記載すること。
なお、非会員の施設利用についても説明すること。

19 その他の特記事項及び参考となる事項

関係機関・利害関係人等との協議書等を添付すること。

20 静岡県内に所有又は経営する土地施設

県・市町村土地利用対策委員会の承認を受けた施設等主要な施設の状況を説明すること。

21 業務経歴表(別紙5)

施工(予定)者についても提出のこと。
法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請時直近の決算報告書を添付すること。

22 設計者業務経歴表(別紙6)

資格を証する書類を添付すること。

第2 実施計画書（設計説明書）の添付図面等

1 位置図（縮尺 50,000分の1以上）

2 計画地及び周辺の現況図（縮尺2,500分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）

地形図に計画地の境界及び計画地内及び周辺の土地利用現況（山林にあっては人工林と天然林に、農地にあっては田と畠とその他農地とにそれぞれ区分のこと）及び法令による規制区域を明示すること。また、周辺地域の道路・河川等の公共施設、民家等の分布状況を明示すること。なお、地形図上に凡例を示し着色のこと。

3 土地利用計画平面図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）

地形図に計画地の境界及び施設の配置計画等を着色のうえ図示すること。（住宅地等の分譲を行う計画がある場合は、区画ごとに番号を付し面積を明示すること。）

4 公 図 写（公図のとおり）

原則として計画地の全域を1枚の図面に表示し、境界及び周辺の字界、地番、公道並びに水路を表示すること。この場合、地目及び地積は文字で記入のこと。また、国有道、水路、堤塘敷をそれぞれ赤・青・薄壁色に着色すること。

5 現状写真

全景及び近景を表わすカラー写真

6 現存植生図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）

地形図に計画地の境界を明示のうえ、計画地及びその周辺における植生状況を群集及び群集レベルの群落により着色のうえ図示すること。

ただし、事前協議の際提出済のものについては、提出を要しない。

7 緑化計画平面図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）

地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、まず現況植生の位置が植栽による緑化かを大別し、植栽による緑化部分を「高木一常緑」「高木一落葉」「低木一常緑」「低木一落葉」「その他」に色分けすること。

8 緑化模式図（縮尺100分の1～400分の1）

各施設ごとの平面及び断面の緑化模式図を作成すること。特に道路等による盛土・切土による法面の高さ、勾配等の状況が正確に把握できるように作図すること。

9 地形勾配現況図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）

地形図に計画地の境界を明示のうえ、地形勾配は15度以下、15度～30度、30度～45度、45度以上に区分して色分けすること。また、宅地造成を行う場合には保安距離を示すこと。

- 10 造成計画平面図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）
地形図に計画地の境界を明示のうえ、切土又は盛土する部分については、それぞれ黄色と赤色に色分けすること。また、土工計画のブロック図をこれに併記すること。なお、擁壁の位置、造成後の地盤高、並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配を示すこと。さらに造成後も開渠として残す水路を青色で明示すること。
- 11 給排水系統図（縮尺500分の1以上、ただし10ヘクタール以上のものにあってはこの限りでない）
地形図に排水区域の区域界、公図上の青線、給水施設・排水施設の位置・形状を示すこと。
なお、給排水（雨水・汚水）の系統をそれぞれの高低差がわかるよう明示すること。また、計画地の隣接地に工作物等がある場合は、その位置・形状等を図示すること。
- 12 防災施設計画平面図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）
地形図に調整池、砂防ダム等の防災施設の設置位置・形状を図示すること。なお、これらの設置箇所の現況写真を地形図上に添付すること。また、シガラ等の仮設防災施設も合せて示すこと。
- 13 道路計画平面図（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）
地形図に道路の現況及び計画（測点・中心線・構造物・法面・I P・I A・R・T L・C L・S L等）を記入すること。
- 14 公共用地改廃対照図
道路・水路等の公共用地の現況と完成後の状態が対比できるように図示すること。
- 15 現況地盤の横断図、完成後の横断図等（縮尺1,000分の1以上、20ヘクタール以上3,000分の1以上）
建築物、工作物設置の計画を図示すること。沢の埋立等により連続盛土をする場合には、当該箇所の縦断図をも提出すること。なお、ゴルフ場の造成を目的とする計画にあっては、全ホールの縦横断図を添付すること。
- 16 給水施設構造図
- 17 排水施設構造図
- 18 防災施設構造図
大規模な調整ダム（砂防ダムも含む。）を設置する場合は、ポーリングによる土質形状を合せ図示すること。
- 19 道路構造図・縦横断図
- 20 廃棄物処理施設設計図書
- 21 汚水処理施設設計図書
- 22 がけの断面図（縮尺50分の1以上）
- 23 拠壁の構造図（縮尺50分の1以上）

24 その他町長が必要と認める図面

[備 考] いのちの計画の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

1. 実施計画書の判型はA4判とし、表紙には事業の名称と事業者を明記し、要綱様式第1号に定める実施計画承認申請書と添付図面等とを一件書類として適当な厚さ（おおむね10cm）に分冊して編綴すること。

2. 提出部数は18部とする。

（1）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（2）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（3）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（4）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（5）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（6）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（7）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（8）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（9）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（10）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（11）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（12）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

（13）提出する各部の提出書類は、提出する各部に付属する図面を除く。

第3 事前協議書の作成要領

紙面の構造 (2)

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果、主たる施設等の事業計画の概要（宅地分譲等を目的とする場合は分譲予定区画数）を記載すること。
- (2) 施設完成後の利用形態、生産計画、従業員雇用計画の概要を記載すること。
- (3) 既定計画又は将来計画がある場合には、これらの計画との関連につき説明のこと。
- (4) 県内における既実施事業の成果について説明のこと。
(別表分譲の場合には販売状況、建築状況を明記のこと。)

2 計画地

- (1) 計画地の面積、取得状況

第1の2 (1)に準ずる。

- (2) 用地取得に関する事項

第1の2 (2)に準ずる。

- (3) 地権者の同意状況

ア 面積(公簿)

① 全民有地面積 m ²	② 既取得民有地面積 m ²	③=①-② 未取得民有地面積 (要同意面積) m ²	④ 同意済面積 m ²

(注) 地権者の同意書(別紙3)を添付すること。

イ 地権者数

全 民 有 地 の 地 権 者 数		
所有権者数 人	その他の 権利者数 人	計 人

- (4) 土地利用規制現況等
第1の2 (5)に準ずる。

(5) 計画地の地形

標 高	最高値	m	最低地	m
-----	-----	---	-----	---

傾 斜 度				
0~15度	15~30度	30~45度	45度以上	
ha	ha	ha	ha	ha
%	%	%	%	%

(6) 施設計画の概要

第1の3 (1)に準ずる。

(7) 森 林 状 況

区 分		現 況 森 林		Aのうち 伐開(造成)予定森林		備 考
		面積(A)	比率	面積(B)	B/A	
人工林	す ぎ	ha	%	ha	%	
	ひ の き					
	ま つ					
	そ の 他					
	細 計					
天然林	針 葉 樹					
	広 葉 樹					
	細 計					
小 計						
原 野 等						
そ の 他						採取跡地(含経過残壁)等
小 計						
計						地域森林計画対象民有林面積と一致させること。
そ の 他						田、畠、宅地、道路、河川敷等
計						

(注) 1 備考には平均樹齢・生育状況・天然林の樹種について概要を記入すること。

2 森林(表の二重線より上)とは、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画対象民有林をいう。

(8) 道路の現況

計画地への 交 通 路	取付ける認定道路	道 線 (W= m) 道 線 (W= m)
	進入路区間	W= m L= m 現況地目

3 防災計画の概要

下記の事項について基本計画の概要を説明すること。

- (1) 防災計画の基本方針
- (2) 雨水排水計画
- (3) その他の防災計画

4 開 発 率

第1の3 (3)に準ずる。

5 公共公益的施設の状況

		現 状	事業者の準備予定
公共施設	道 路	2(7)に掲げるとおり	
	河川水路		(放流先河川名)
	下 水 道		(ごみ処理) 放流先河川名
	そ の 他		
公益的施設	学 校		
	上 水 道		
	そ の 他		

6 自然環境保全計画

下記の事項についてその概要を説明すること。

- (1) 動植物、景観及び地形・地質等自然環境の現況
- (2) 自然環境に影響を及ぼす行為の内容及び程度
- (3) 講じようとする自然環境保全対策の基本方針

景観の調査 (3)

7 文化財保護計画

施行区域における文化財の所在の有無についての確認調査結果を記載し、文化財が所在する場合は取扱いについての基本方針を説明すること。（文化財の所在の有無にかかわらず、市町村教育委員会の確認調査結果の回答を添付のこと。）

8 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物等に区分して防止計画の基本方針を記入のこと。

9 温水計画の有無

10 予定期工

工 期 区 分	着 手	竣 功	工 期	備 考
(例) 全体計画 第1期計画	年 月	年 月	カ月	

11 資金計画 第15に準ずる。

12 その他参考事項

13 静岡県内に所有又は経営する土地施設の状況

14 協議者の業務経歴表 (別紙5)

法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請時直近の決算報告書を添付すること。

資 本 不	對 業
資 本 土	對 業
對 業	對 業

第4 事前協議書の添付図面等

第2実施計画書の添付図面等のうち1から6までの図面及び24の登記簿謄本

[備 考]

1. 第3に掲げる事業計画書の判型は、A4判とし事前協議申出書（要綱様式第2号）、第4の添付図面等と一件書類として編綴すること。
2. 提出部数は18部とする。

図面種別	表 章	図面断面		図面構成		合 図	
		合図	図面	断面公さき	図面	合図	図面
		式	加	in	加	田	貴
						畠	豊
						山	豊
						林	山
						理	裏
						益	公共
						()	山の子
							指

。ところ十八人請を取れ此草紙、おに山の子の脚曲頭 I (主)

。ところ十八人請 (I 領地) 書類同様歎土式 J (主) 調一主成大幹娘の掛書頭 S

。ところ十八人請 (S 領地) 書類ひや開き想音公の象徴荷頭、お合懸ひさや掛書公の内曲脚書 E

。ところ

。ご率意開の (S) その上葉、J 領地。ところす門頭は子供子孫の (E) (S) S , (H) S の上葉
。ところ十八人請 (S) S の上葉の需要のこ

。張頭脚甲脚土 A
。ところ十八人請 (S) S の上葉の需要のこ

。果樹の社会対応 S

第5 砂利等採取事業に係る実施計画書及び事前協議書の作成要領

下記の事項について説明すること。

1 計画

- (1) 採取の目的
- (2) 既定計画又は将来計画との関連
- (3) 県内における既実施事業

2 採取地

区分	公簿面積		実測面積		筆数	権利者数
	面積	うち公有地	面積	割合		
宅地	m ²	m ²	m ²	%		
農地	田					
	畑					
	その他					
	小計					
山林						
原野						
公共公益用地						
その他()						
計						

(注) 1 農地欄のその他には、採草放牧地を記入すること。

2 地番毎の取得状況を一覧にした土地取得調書(別紙1)を添付すること。

3 計画地内に公有地がある場合は、取得対象の公有地に関する調書(別紙2)を作成し、添付すること。

3 採取地の現況

第1の2 (4)、3 (2) (3)の例によりそれぞれ説明すること。ただし、第1の3 (3)の開発率について掘削面積を記入のこと。

4 土地利用規制現況

この要領の第1の2 (5)の例によること。

5 枚度分析の結果

6 採取量及び採取期間

(ち高の要小・五箇・ち深又ち高) 面積別の分類別 (1)

7 採取方法 (採取の態様・採取する高さ又は深さ)

選式土立機械の等級別 (2)

8 採取施設

走式の元動力機器別 (3)

(1) 機械の種類・能力・台数

面積別 (4)

(2) その他の施設

9 作業時間・作業人員

時間監督 (5)

10 防災・排水計画

雨水の普及主導業別 (1)

第1の4 (1) の様式及び4 (7) の例により説明のこと。

各分の普及主導業別 (2)

式 番 号 (3)

11 砂利等の搬出

貯車する必要等の貯留場所別 (4)

(1) 搬出方法

(2) 搬出量

・ 1日当たり搬出量

・ 1日当たり搬出台数

・ 搬出時間

(3) 搬出経路

・ 搬出する道路の名称・幅員・利用延長

・ 道路管理者との協議状況

(4) 搬出先

所在地・面積・搬出土量・協議状況

12 関連する公共施設等の事業者による整備計画

施設区分	施設の名称	整備計画
道 路		
水 路・河 川	(雨水の放流先)	
そ の 他		

13 文化財保護計画

第1の7によること。

14 公害防止対策・安全対策

骨材、選別からの汚泥の処理方法と対策等についても記入のこと。

15 跡地整備計画 開削跡地の復元計画 8

- (1) 採取後の掘削面（高さ又は深さ・勾配・小段の高さ）
- (2) 採取跡地の土砂等の崩壊防止方法
- (3) 採取跡地の自然環境復元の方法
- (4) 採取跡地の利用計画

（ちぎり又ち高さ十頭斜・崩壊の対策）造成地計画 7

造成地計画 8

総合・式譜・販譜の規制 (1)
施設の計画 (2)

16 管理体制 員人業者・開拓業者 6

- (1) 砂利業務主任者の住所
- (2) 砂利業務主任者の氏名
- (3) 連絡先

監視本部・災害 6

17 収支計画及び資金計画 出庫の種別等 11

18 その他特記事項及び参考となる事項

式出庫 (1)

量出庫 (2)

量出庫で六日目工

総合出庫で六日目工

開拓出庫

製造出庫 (3)

景致用材・員副・荷物の積載する出庫

式大統計の各要旨別紙

式出庫 (4)

式大統計・量出庫・荷物・出庫

画面構成の考え方の参考資料と車両 81

画面構成	荷物の類別	荷役類別
		鉱石
	(式出庫の本部)	出荷・積木
		車の予

画面構成の考え方 81

画面構成の考え方 81

乗務全文・乗務員の登記 81

この人材よりアリの運営は当たる運営の運営の運営の運営

第6 採石事業に係る実施計画書及び事前協議書の作成要領

下記の事項について説明すること。

1 計画

この要領の第5の1と同じ

2 採取地

(1) 岩石採取の区域

区分	所在地	面積 m ²
採取場		
採取箇所		
破碎・選別工場		
たい積場		
その他		

(2) 開発区域内の土地の現況

この要領の第5の2の様式によること。

3 採取地の現況

第1の2(4)、3(2)(3)の例によりそれぞれ説明すること。ただし、第1の3(3)の開発率について掘削面積を記入のこと。

なお、第1の2(4)の傾斜状況については省略してよい。

4 土地利用規制現況

この要領の第1の2(5)の例によること。

5 採取量及び採取期間

(1) 採取する岩石の種類

種類	特徴	特徴

(2) 採取数量

採取量 認可採取量内訳	期間	第1期	第2期	全体
1年目年間採取総量		トン	トン	トン
2年目年間採取総量				
3年目年間採取総量				
合 计	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
月間最大採取量				

比重 { 表土
岩石

(3) 採取の期間

工期区分	着手	竣工	工期	備考
全体計画	年 月	年 月	カ月	
第1期計画				
第2期計画				

(4) 採石計画認可採取期間(第 期分)

認可の日より 年 月 日まで(カ月間)

6 採取方法(岩石採取の方法及び採取のための設備その他施設に関する事項)

(1) 採掘方法

露天掘 階段採掘法、傾斜面採掘法、グローリーホール法

(2) 採掘手段()

機械の名称	能力	台数

(3) 火薬類

種別						
年間使用予定量						
1回最大使用量						

発破規格図を添付

小割発破 有 無
小割機械 有 (名称)

(4) 破碎・選別 有無 (手選・機械選別)

機械の名称	能 力	台 数

水洗を行う場合 使用水量 m³/日

(5) 運搬機械

機械の名称	能 力	台 数

7 作業時間・作業人員

8 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設

- (1) 採取場の周辺300m以内における土地の利用状況、公共施設、建物等の状況
- (2) 土地の崩壊、亀裂または陥没の防止措置
- (3) 騒音災害の防止措置
- (4) 粉じん災害の防止措置
- (5) 飛石災害の防止措置
- (6) 廃土又は廃石の流出防止措置

ア、廃土又は廃石量 () m³ 算出計算書添付イ、たい積場の容積 () m³

ウ、立地条件

エ、土留施設

オ、排水施設

(7) 汚濁水の流出防止措置

ア、汚濁水を排出する場内の措置

(ア) 汚水発生量 (m³/日)

(イ) 処理施設

(ウ) 沈殿物の処理方法

イ、場内排水系統

(8) 原石、製品及び廃土等の運搬に伴う措置

ア、岩石の搬出方法

(ア) 平均搬出量 (t/日、台数、t車延 台)

(イ) 搬出時間

イ、搬出経路

ウ、搬出先 (所在地・面積・搬出土量・協議状況)

エ、岩石の搬出に伴う災害防止措置

9 防災・排水計画

この要領の第1の4 (1) の様式及び4 (7) の例により説明のこと。

10 関連する公共施設等の事業者による整備計画

この要領の第5の12の様式によること。

11 跡地整備計画

この要領の第5の15と同じ。

12 岩石の既存の状況

13 採取する岩石の用途

採取しようとする岩石の名称	年間生産量 (単位トン)	年間生産量の製品別内訳 (単位 トン)										
		碎 石						石 材				
		道 路 用	コ ン ク リ ト 用	鐵 道 床 用	砂	そ の 他	小 計	切 石	間 知 石	割 ク リ 石	そ の 他	小 計
計												

14 廃土又は廃石のたい積の方法

廃土又は廃石のたい積の位置及びたい積法（該当するものを○で囲むこと。）

- ア、水平層状たい積法
- イ、まき出したい積法
- ウ、投下たい積法

15 文化財等の保護計画

この要領の第1の7の様式による。

16 管理体制

- (1) 採石業務管理者の氏名、所在地及び連絡先（別紙7）
- (2) 採石業務管理者の監督計画（別紙7）
- (3) 防災施設管理者の氏名、所在地及び連絡先
- (4) 防災施設の管理計画

17 収支計画及び資金計画

18 その他特記事項及び参考となる事項

第7 土石採取（砂利等採取及び採石）事業に係る実施計画書及び事前協議書の添付図面等

作成する計画図は、全て実測平面図を基に作成すること。
測点基準杭は図面に図示すること。

- 1 採取地位位置図（縮尺50,000分の1の地図）
搬出先及び運搬経路を図示し、路線図名も明示すること。
- 2 土地利用現況図（縮尺5,000分の1以上の地形図）
採取地及び周辺の土地利用現況を示すこと。
なお、第2の2の要領により作成すること。
- 3 計画平面図（縮尺500分の1以上の地形図）
第2の3にならい作成することとし、施行区域・掘削の方向・ベンチの計画・場内搬出経路・流水方向・流末処理及び防災対策等を明示すること。
- 4 公 図 写
第2の4の例によること。
- 5 現況写真
採取地の全景を表わすカラー写真
- 6 現存植生図
第2の6の例によること。
- 7 緑化計画平面図兼跡地利用計画平面図
第2の7の例によること。
- 8 現況の縦断面図
縦断面図は等高線に平行に設けた基準線とし、採取後の計画縦断をも図示すること。
- 9 現況の横断面図
横断面図は、基準線に直角方向に作成することとし、採取後の計画横断をも図示すること。
- 10 法面保護工法面図
- 11 防災施設構造図
- 12 その他町長が必要と認める図面

[備考]

書類提出の変更 8葉

- 提出部数は18部とする。

なお、実施計画承認申請書又は事前協議申出書とともに1件書類として編綴（A4判）とすること。

- 採取計画に係る平面図、横断図、縦断図及び防災施設構造図等については、採取期別ごとの計画がわかるように図示すること。

(m:立準)		変則計画の変更			
指合	曲の子	益公 地	變則共公 地	用業者 地	
					面 率

面積合 8			
面積画図小景	面積画図大景	地図	
m	m		面更変
			面更変

要則工 本		工士		塑製	
計画	券更変	面更変	限界	高さ	高さ
m 量土表			(m)量土表		
透式裏表の土表			(m)量土表		
			ち高 m 5 ~ m 8	一 イ セ ン チ メ ト ル	
			土高 m 5	イ セ ン チ メ ト ル	
			ち高 m 5 ~ m 8	セ キ ク シ テ ル	
			土高 m 5	セ キ ク シ テ ル	

第8 変更計画の工事設計説明書

(表紙)

1 計画変更の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等計画変更の概要を記載すること。
- (2) 将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。

2 土地利用計画の変更対照表

(単位: m²)

		営業用施設	公共施設	公益的施設	その他	合計
変更前	面積					
	比率					
変更後	面積					
	比率					

3 分譲区画

		区画数	最大区画面積	最小区画面積
変更前			m ²	m ²
変更後				

4 工事概要

		種別	変更前	変更後	備考
土工	切土量(m ³)				残土量 m ³
	盛土量(m ³)				残土の処理方法
擁壁	1ト造 鉄筋コンクリ	高さ 2m~5m 5m以上			
	練石構造	高さ 2m~5m 5m以上			

	種 别	変 更 前	変 更 後	備 考
道 路 (延 長)	幅員 4 m 5 m 6 m 7 m	新規 既存 新規 既存	新規 既存 新規 既存	新規 既存 新規 既存
排水施設 (延長)	暗渠工 リ 集水柵 盲暗渠			
災害防止施設	調整池 堰堤	個 所 容 量 土堰堤 コンクリート堤		
水道施設	水 源			
その他の施設	プール テニスコート アーチェリー場 遊園地 駐車場等			
管 理 施 設	管理事務所 (規模、付帯施設等)			

(注) 変更内容により、種別等を加除すること。

5 そ の 他
実施計画書（設計説明書）の作成要領に定める事項について、変更対照表を作成し提出すること。

土地取得調書

土地取得の様態	1. 売買 2. 賃貸借 3. 地上権 4. その他
---------	-------------------------------

No. _____

整理番号	土地の所在	公簿地目	公簿面積	現況地目	実測面積	前所有者	取得契約年月日	取得価格	清算	取得単価	取引(許可・届出)年月日	摘要
			m ²		m ²							

- (注) 1. 土地取得については該当する項目を○で囲むこと。
2. 土地の所在欄には、字・地番を個別に記入すること。
3. 所有権の移転によらない土地取得の場合には、前所有者名は現所有者名と標題を改める。
4. 未取得地がある場合は、取得契約年月日欄に未取得であることを明記すること。
5. 取得対価の精算について公簿による場合には○、実測による場合には○と区分すること。
6. 賃貸借、地上権等の契約により取得した場合、取得価格欄には、1年間当たりの地代を記入すること。
7. 取得単価は、取得価格を精算面積で除したもの。
8. 取引許可(届出)年月日欄には取得契約に先立って国土利用計画法に基づく許可のなされた日、又は当該取引について異議ない旨明記のこと。
9. 摘要欄には法令による指定地域、賃貸借権等の存続期間等を記入する。
10. 土地取得の状況を証する書類として、登記簿謄本を別冊として1部添付すること。未登記の場合は、さらに売買契約書、賃貸借契約書等の写を添付すること。これらの書類にはそれぞれ土地取得調書の整理番号を付し、参照の便を図ること。(土石採取に係る土地利用事業については不要である。)

取得対象の公有地に関する調書

所有区分	土地の所在	地 目		地 稲		買収又は賃 貸借別	取得対価の 清算	備 考
		公簿	現況	公簿	実測			
市町村有								
	計							
○○○ 財産区有								
	小 計							
△△△ 財産区有								
	小 計							
	計							

1. 土地の所在欄には、字・地番を個別に記入すること。
2. 地目における現況の欄には、宅地（造成地）、田、畑、山林及び原野（荒地）の別を記入すること。
3. 地籍における実測の欄には、地番別に測量が行われていない場合は、計（全体）を記入し、また、実測が行われていない場合は、空欄にしておくこと。
4. 取得対価の清算について公簿による場合には④、及び実測による場合には⑤別に記入数すること。
5. 備考の欄には、法令による指定地域、賃貸借権等の予定存続期間等を記入すること。

開発行為の施行等の同意書

書類番号: 開3-0001

年月日

開発者 住所 電話	賃又貸買 賃料	面 積		目 標		支拂の歴史 支拂額	未回収額
		既実	新公	免賦	新公		
氏名 様							
				権利者 住 所			
				氏 名		印	
				電話番号			

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

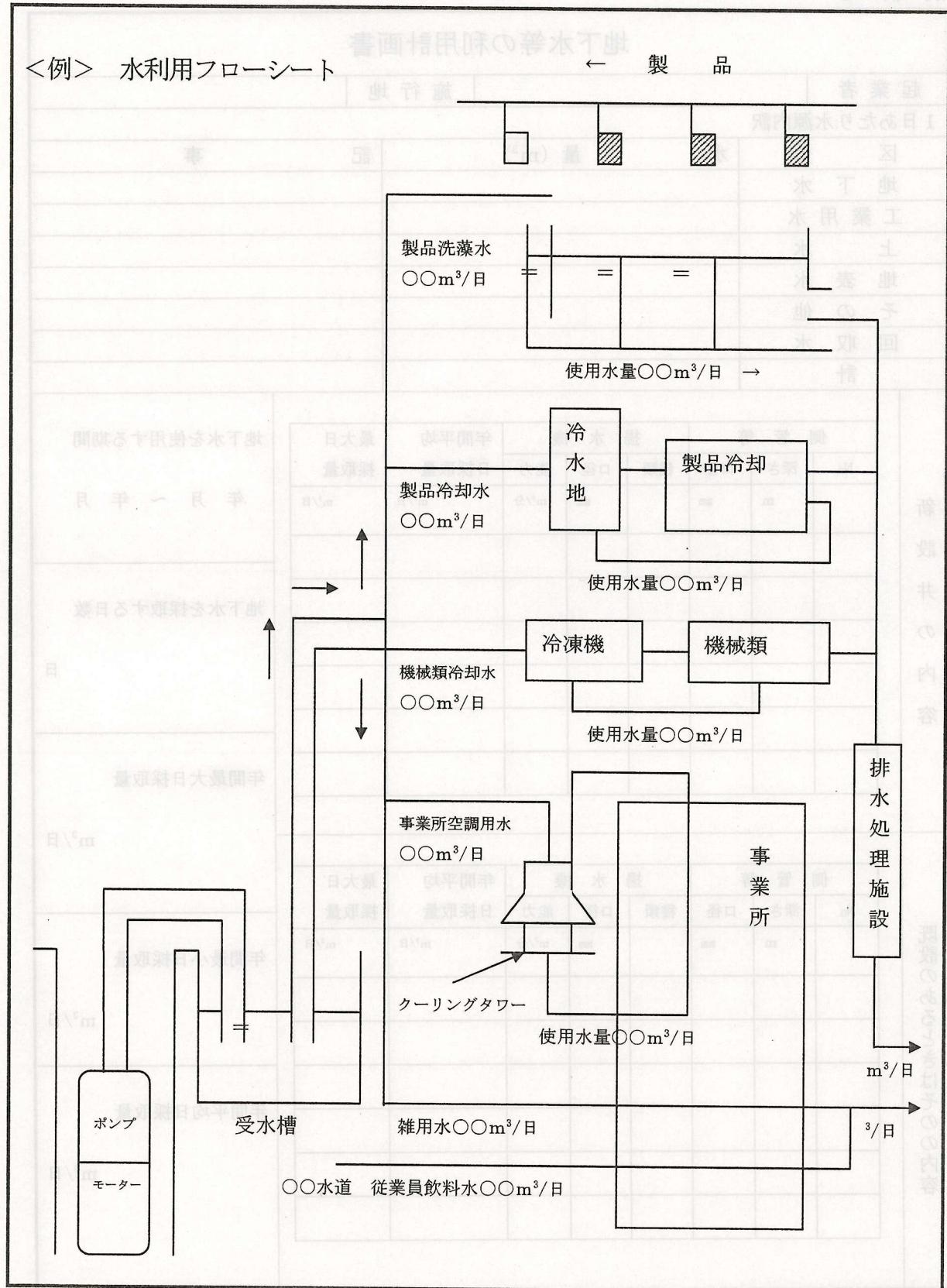
物件の種類	所在及び地番	面 積	権利の種類	摘要
		m ²		

別紙4

地下水等の利用計画書

起業者							施工地																																																																	
1日あたり水源内訳																																																																								
区分	水量 (m ³)						記事																																																																	
地下水																																																																								
工業用水																																																																								
上水																																																																								
地表水																																																																								
その他																																																																								
回収水																																																																								
計																																																																								
新設井の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">側管等</th> <th colspan="3">揚水機</th> <th rowspan="2">年間平均 日採取量</th> <th rowspan="2">最大日 採取量</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>深さ m</th> <th>口径 mm</th> <th>種類</th> <th>口径 mm</th> <th>能力 m³/分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								側管等			揚水機			年間平均 日採取量	最大日 採取量	No.	深さ m	口径 mm	種類	口径 mm	能力 m ³ /分																																																	地下水を使用する期間 年月～年月	
	側管等			揚水機			年間平均 日採取量	最大日 採取量																																																																
	No.	深さ m	口径 mm	種類	口径 mm	能力 m ³ /分																																																																		
地下水を採取する日数 日																																																																								
年間最大日採取量 m ³ /日																																																																								
年間最小日採取量 m ³ /日																																																																								
年間平均日採取量 m ³ /日																																																																								
既設のあるときはその内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">側管等</th> <th colspan="3">揚水機</th> <th rowspan="2">年間平均 日採取量</th> <th rowspan="2">最大日 採取量</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>深さ m</th> <th>口径 mm</th> <th>種類</th> <th>口径 mm</th> <th>能力 m³/分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								側管等			揚水機			年間平均 日採取量	最大日 採取量	No.	深さ m	口径 mm	種類	口径 mm	能力 m ³ /分																																																		
	側管等			揚水機			年間平均 日採取量	最大日 採取量																																																																
	No.	深さ m	口径 mm	種類	口径 mm	能力 m ³ /分																																																																		

<例> 水利用フローシート



事業者、工事施行者の業務経歴表

氏名 (名称及び代表者名)						
住所 (所在地)						
営業種目						
創立後の沿革概要						
登記による 法令による 登記	建設業法	主な取引銀行等	資本金		万円	
	宅地建物取引業法					
	その他の登記					
職員数 主な役員及び技術者名	事務職 人	技術職 人	主要建設機械の種別 台数			
	労務職 人	計 人				
	役職名	氏名		年齢	在社年数	資格免許・学歴・その他
実績 過去3年間の主要土地利用事業の実績	事業名 (工事名)	事業主・ 元請下請の別	場所	面積 m ²	着工年月日 完成年月日	工事高 万円
備考						

(注) 法人登記簿抄本、定款、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び申請直近の決算報告書を添付すること。

設計者業務経歴表

				年	月	日
学 歷	学校の名称	学部及び学科	所 在 地	修業年限		
実 務 經 歷	勤務先	所 在 地	職名	在職期間(合計 年 月)		
				年	月から	年 月まで
設 計 經 歷	事業主体	工事施行者	施工場所	面積	許認可の番号及び 年 月 日	
				m ²	第 号	年 月 日
					第 号	年 月 日
					第 号	年 月 日
					第 号	年 月 日

(注) 1. 学歴の欄には、設計者の資格に關係のある学歴を記入すること。

2. 資格を証する書類を添付すること。

書類同様に業務事用印鑑
業務管理者に関する書面

日 時 手 紹 用

事務所の名称		所在地	TEL
業務管理者氏名 ㊞	生年月日	住所	職務時間

監督計画

土地利用事業等に対する同意書
面書する旨関の旨を記入

平成 年 月 日

事業者 住所		業者名	事業の種類
氏名	JET	様	西 日良中主
利害関係人		住 所	◎ 本件の請願書
		氏 名	(印)
		電話番号	面書する旨

の計画している
については下記の条件を付して同意いたします。

事業の事前協議

記

華基算計と開拓農地の事業者豆田南

土地利用事業等に対する同意書

平成 年 月 日

事業者 住所

公の導出地主の、人蔵地と半分の領主の領土、山林主の領地、音頭、山林出張の木造きと中車工。

氏名 様

利害関係人

氏 名 印
電話番号

の計画している 事業については

下記の条件を付して同意いたします。

記 記

開拓地の開拓事業のため、本件の全果樹園の所有者、合意する以上に開拓事業者。

合意する以上に開拓事業者。

開拓地の木出張の実績、査定の学識、監督、無育の運営不動。

査定の資本の予、合意する以上に開拓事業者。

開拓地の開拓の実績、木出張の予、合意する以上に開拓事業者。

開拓地の査定の実績、人蔵地、音頭、山林出張の木造きと中車工。

開拓地の実績、木出張の予。

の予

南伊豆町産業廃棄物の最終処分場に関する指導基準

南伊豆町産業廃棄物の最終処分場に関する指導基準は、次のとおりとする。

第1 計画基準

1. 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
2. 工事中における汚濁水の流出防止、騒音、振動の発生防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止等の公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
3. 工事中の土砂の流出防止、構造物の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
4. 現在又は将来の公用又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。

第2 埋立処理基準

1. 最終処分場の構造及び維持管理基準は次による。
 - (1) 最終処分場は「安定型」とする。
 - (2) 廃プラスチック類及びゴムくずの産業廃棄物は中空の状態でなく、おおむね径15センチメートル以下に破碎、切断又は溶融加工の後埋立処分とする。
 - (3) 埋め立てを終了した最終処分地（又は区画）は、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと等により開口部を閉鎖すること。
 - (4) その他、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導要領に準ずること。

第3 環境基準

1. 産業廃棄物の埋立処理をしようとする場合は、生活環境保全のため、あらかじめ、次の環境調査を実施し、かつ影響につき対策を講じること。
 - (1) 計画地周辺の水質調査
 - (2) 地下水脈の有無、位置、水量等の調査、評価及び流水の防止対策
 - (3) 計画地下流に井戸がある場合は、その水質の調査
 - (4) 計画地下流に水田等農耕地がある場合は、その水利、作物等の影響と対策
 - (5) 計画地周辺に住家等がある場合は、埋立処理による臭気の影響と対策
 - (6) 産業廃棄物の搬入及び処理作業による騒音、粉じん、振動の調査と対策
 - (7) その他必要と認められる調査及び対策

第4 その他の

1. その他法令に基づく許認可の基準に適合するものであること。

附 則

- 1 この基準は、平成3年1月1日から施行する。
 - 2 この基準の施行前に、改正前の南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第7条の規定によりなされた承認申請で、この基準施行の際に承認のなされていないものの処理はなお、従前の例による。

南伊豆町環境影響調査要領

(主旨)

第1条 土地利用事業等に関する指導要綱第12条第2項に規定する「南伊豆町環境影響調査」は、この要領の定めるところによるものとする。

(環境影響調査の方法)

第2条 事業者は、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「公害防止事業団事業 環境影響評価技術指針（昭和60年8月30日環企第382号）」により調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行うものとする。

(調査書の作成)

第3条 事業者は、前条により実施した調査等に基づき、環境影響調査書（以下「調査書」という。）を作成しなければならない。

2 調査書の記載事項及び構成は次のとおりとする。

(1) 概要

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 対象事業の内容の概略
- ウ 環境に及ぼす影響の評価の結論

(2) 対象事業の目的及び内容等

- ア 目的

- イ 内容等

(3) 地域の概況

(4) 調査結果

- ア 調査項目

- イ 調査結果の概要

(5) 予測

- ア 予測及び評価項目

- イ 対象事業の実施による影響の内容及び程度の予測

(6) 公害の防止等及び自然環境の保全のための措置

(7) 評価

対象事業の実施による影響の評価

3 調査書は、原則として日本工業規格A4判、横書き左とじにより作成するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、調査等の実施に関して必要な事項は、別途指示するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、改正前の南伊豆町土地利害事業等の適正化に関する括導要綱第7条の規定によりなされた承認申請で、この要領施行の際に承認のなされていないものの処理はなお、従前の例による。

南伊豆町土地利用事業等に係る調査実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱（昭和51年南伊豆町 公布第6号。以下「土地利用指導要綱」という。）第12条第2項及び第3項に規定する調査に關し、必要な事項を定めるものとする。

(運用指針)

第2条 この要領の施行に當たっては、別に制定されている静岡県環境影響評価要綱（平成4年静岡県告示第634号。以下「環境影響評価要綱」という。）の理念に十分配慮して、土地利用指導要綱第1条に規定する目的達成のため適切な運用に努めるものとする。

(災害の防止に関する調査の内容と方法等)

第3条 土地利用指導要綱第12条第2項に規定する災害の防止に関する調査は、主として次の各号に掲げるもののうち、土地利用対策委員会で事業の内容その他周辺の状況を勘案して調査が必要なものとする。

- (1) 下流河川に係る流下能力調査、過去の最大降雨量調査、過去の災害状況調査その他排水の安全を確認するための調査。
 - (2) 地質・地盤に係るポーリング調査、土質調査、浸透調査、地耐力調査その他計画内容、法等の安全を確認するための調査。
 - (3) 道路交通に係る交通量調査、付近の道路計画調査その他交通の安全を確認するための調査。
- 2 前項の調査に係る方法及び地域、予測、評価その他調査に関する事項は、環境影響評価要綱及び環境影響評価技術指針に準じるものとする。

(町長が特に必要と認める土地利用事業)

第4条 土地利用指導要綱第12条第3項に規定する町長が特に必要と認める土地利用事業とは、次の各号の一に該当するもので、かつ、土地利用対策委員会で事業の規模、内容その他周辺地域の状況を勘案して調査が必要なものとする。

- (1) 自然環境保全基礎調査による図書（環境庁作成）に記載され、かつ絶滅危惧種とされている動植物種の分布地域を施行区域に含む土地利用事業。
 - (2) 農薬を使用するもので、施行区域の周辺に飲料に供している水源又は住家が存在する土地利用事業。
 - (3) 過去に人的被害又は住家被害が発生した場合でその原因となる土地が施行区域に含まれている土地利用事業。
 - (4) その他災害の防止及び環境の保全に著しい影響を与えることが明白な土地利用事業。
- 2 土地利用指導要綱第12条第3項に規定する災害の防止に関する調査は、前条の規定を適用する。
- 3 土地利用指導要綱第12条第3項に規定する環境の保全に関する調査に係る方法及び地域、予測、評価その他調査に関する事項は、環境影響評価要綱及び環境影響評価技術指針に準じるものとする。

(その他)

第5条 調査等の実施に關して必要な事項は、事業者から事前協議の申出又は実施計画承認申請があつた場合に、速やかに事業者に指示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成4年11月1日から施行する。

(環境影響調査要領の廃止)

(旨 意)

2 南伊豆町環境影響調査要領（平成2年南伊豆町要領第2号）は、廃止する。
(経過措置)

3 この要領の施行の際現に南伊豆町環境影響調査要領により行っている調査については、なお従前の例による。

（調査実施手順）
調査実施手順は、本要領の規定と異なる場合は、本要領の規定によるものとする。

（調査内容の査証と開示請求の審査）
調査内容の査証と開示請求の審査は、本要領の規定によるものとする。

（調査の実施と開示請求の対応）
調査の実施と開示請求の対応は、本要領の規定によるものとする。

（調査の実施と開示請求の対応）
調査の実施と開示請求の対応は、本要領の規定によるものとする。

（業者登録申請手続の実施）
業者登録申請手続は、本要領の規定によるものとする。

（業者登録申請手続の実施）
業者登録申請手續は、本要領の規定によるものとする。

（業者登録申請手續の実施）
業者登録申請手續は、本要領の規定によるものとする。

（業者登録申請手續の実施）
業者登録申請手續は、本要領の規定によるものとする。

（業者登録申請手續の実施）
業者登録申請手續は、本要領の規定によるものとする。

（出の手）
出の手は、本要領の規定によるものとする。

土地利用事業等に係る防災工事の施工の確保に関する事務取扱要領

第1. 主 旨

この要領は、土地利用事業等に係る防災工事の施工を確保するため事業者に工事保証金を預託させ、又は事業者に代って町長が防災工事を施工することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2. 対策事業

事業者が工事保証金を預託しなければならない土地利用事業等は、南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第3条の各号の一に該当するものとする。但し町長が、その必要がないと認めるものについてはこの限りでない。

第3. 工事保証金の預託

事業者は、第4に定める算定式により算出した額の工事保証金を町長と協議して定める金融機関に預託しなければならない。

1の預託は、定期預金として行うものとする。

第4. 算定の方式

工事保証金の額の算出は、次の表の左欄に掲げる事業の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる算定式による。

事 業 の 種 類	算 定 式
ゴルフ場の建設 別荘地、住宅地、マンション、工場、旅館、ホテル等、墓園、リゾート関連施設等、土石採取	$A \times 50\text{万円} + Q \times 50\text{円}$ $A \times 500\text{万円}$

- (注) 1. Aは施行区域の面積（単位ヘクタール）
2. Qは移動土量（切土量+盛土量）×1/2
3. 算出した金額は10万円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

第5. 質権の設定

事業者は、第3の1の定めにより金融機関に預託した工事保証金について、町のために質権を設定しなければならない。

事業者は定期預金証書の預金引出領収欄に記名押印の上、これを町長に交付しなければならない。

第6. 質権の解除

町長は、当該土地利用事業等に関する工事の完了、又は防災上の保全措置がなされたことを確認したときは、質権を解除し保管している定期預金証書を事業者に返還するものとする。

第7. 町長による防災工事の代行

事業者が町長の指定する日までに当該土地利用事業等に関する防災工事を革去しないときは、町長が事業

者に代ってその防災工事を施工する場合において町長は、その防災工事に要した経費を工事保証金をもって充当するものとする。

町長は、1により防災工事を施工した場合においてその防災工事の施工に要した経費が預託された工事保証金の額を上回るときは、町長はその差額を事業者に請求することができるものとし、その経費が預託された工事保証金の額を下回るときは、その差額は事業者に返還するものとする。

第8. 協定の締結

町長は、工事保証金の預託及び防災工事の代行について事業者と協定を締結する。

1の協定の締結の時期は、南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱第19条の規定により、町が同条に規定する協定を締結するときとする。

附 則

この要領は昭和51年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
 - 2 この要領の施行前に、改正前の南伊豆町土地利用事業の適正化に阻する指導要綱第7条の規定によりなされた承認申請で、この要領施行の際に承認のなされていないものの処理はなお、従前の例による。